

IFRS 適用財務諸表における新株予約権の表示 — 事例分析からみた表示や失効の会計処理のばらつきの様相 —

Presentation of Share Acquisition Rights on Financial Statements under IFRSs in Japan

池 村 恵 一*
IKEMURA Keiichi

This article aims to study the presentation items of share acquisition rights on financial statements under IFRSs, through analysis of case studies. I found that there is a certain variation in the presentation items of share acquisition rights, especially stock options. The cause of that variation seems to depend on accounting procedures on J-GAAP, in spite of the financial statements under IFRSs. A proper usage of IFRSs depends on jurisdiction's existing accounting structures, including the corporate act system. These cases are actually presented by applying a combination of accounting under IFRSs and J-GAAP. I also found that there is a unique accounting for stock option forfeiture and lapsed vested stock options. For example, in that accounting for those events, this treatment would reduce 'other items of owner's equity' and increase 'retained earnings'. This approach seems to be a proper way of accounting under IFRSs because it involves a transfer between equity items. However, from the accounting perspective, there is a complete distinction between capital surplus and retained earnings. The transfer between those accounts would lead to some problems.

Keywords: IFRSs, Equity, Share acquisition rights, Stock options

* 流通経済大学経済学部
Faculty of Economics, Ryutsu Keizai University

I. はじめに

日本の証券市場において国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)の任意適用が開始されて10数年が経過した。東京証券取引所が公表している資料『IFRS適用済会社一覧』によると、2022年11月時点で218社の上場企業がIFRSを任意適用して連結財務諸表を作成・公表している。また、資料『IFRSを適用して新規上場した会社一覧』に掲載されている34社を加えると、2022年11月時点でIFRS任意適用の企業数は252社になる。IFRSを任意適用する企業数については、緩やかではあるものの増加の傾向にあり、IFRS適用財務諸表としての連結財務諸表の公表の実績は着実に積み上げられてきている¹⁾。

日本国内におけるIFRS任意適用を対象とした先行研究は、任意適用の企業数の増加とともに増加している。欧州におけるIFRSの強制適用に関する先行研究を基礎に、日本国内のIFRS任意適用企業の特性や、任意適用により会計数値にどのような影響が生じるかについて検討がなされている。さらに、特定の会計項目に着目して、IFRS適用財務諸表においてどのような開示がなされているかを検討しているものも増加している²⁾。

本稿は、IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示について実態調査を行い、新株予約権の表示や会計処理に対して事例分析を行う。具体的には、IFRS適用財務諸表において、新株予約権がどのような表示項目として示されているか、また注記においてどのような補足説明がなされているかについて調査結果を示し、それらの取扱いの背景にある会計処理や要因について検討を加える。

本稿が新株予約権の表示を議論の対象とする理由としては、第1に、IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示に一定程度のばらつきがみられるからである。新株予約権の表示にばらつきを生じさせる一因としては、概念フレームワークを含めIFRSと日本基準において、新株予約権の取扱いに顕著な差異が存在していることがあげられる。日本基準では新株予約権が独立した表示項目で表示される。IFRSでは、株式の払込金と同様に扱われることが求められているが、具体的な表示項目が定められているわけではない。本稿は、IFRS適用財務諸表において新株予約権が一定程度の幅をもった形式で表示されている状況を明らかにし、その要因について

検討を加える³⁾。

第2に、新株予約権の会計処理や表示について、負債や資本さらには利益といった基礎概念の観点から取り扱ってきた議論に対して実態調査にもとづく一定の知見を提示することができるからである。すでに述べたように、新株予約権の会計処理や表示については、日本基準とIFRSおよび米国会計基準との間に顕著な差異がみられており、これらの差異は、多くの先行研究において取り上げられ議論がなされてきた。株式コール・オプションを負債とするか資本とするかの議論はとくに大きな関心を集めた。それは、株式コール・オプションを負債とするか資本とするかで利益の概念が異なってくるからである⁴⁾。新株予約権の表示に関する実態、とくにIFRS適用財務諸表における新株予約権の表示について詳細な調査を行った先行研究は少ない。本稿は、基礎概念にもとづく新株予約権の会計処理や表示を扱った議論に対して、実態調査にもとづく一定の知見を提示することができる。

本稿が新株予約権の表示を議論の対象とする第3の理由としては、会社法を含めたローカル・ルールである日本の会計制度による制度的な背景を前提にしたIFRSの適切な運用に関する議論を扱うことができるからである。国内外の先行研究においては、IFRS適用がローカル・ルールとの兼合いでどのように実施されるべきかといった議論が盛んに行われてきた⁵⁾。この議論には、IFRSの適用を適切に運用しようとするエンフォースメントに関する議論も含まれる。すでに述べたように、IFRS適用財務諸表における新株予約権の取扱いについては、IFRSと日本の会計制度との差異に起因して、表示や失効の会計処理についてばらつきがみられる。既存の会計制度との関連で生じるばらつきは、IFRSの適切な運用を達成するうえで検討を要する課題であるとみることができる。また、本稿は、それらのばらつきがどのような形で生じているかということを明らかにし、その要因について検討を加えるものであるが、このような取組みは、IFRSが適切に運用されているかその妥当性を評価することに寄与する。IFRS適用財務諸表において、仮に日本の会計制度に沿った形で会計処理が行われていた場合、IFRSの原則的な考え方に沿った処理が達成されているか、実態調査のうえで評価することができる。

II. 日本におけるIFRS任意適用の制度

1. 法令の改正と開示例の公表

企業会計審議会が2009年6月に公表した『我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）』において、IFRSにもとづく連結財務諸表の作成を容認することが打ち出された。これを受けて、金融庁および法務省は、2009年12月に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令、会社計算規則の一部を改正する省令を公布・施行した。これらの改正により、金融庁長官が指定するIFRSとしての指定国際会計基準にもとづいて、金融商品取引法に規定する連結財務諸表の作成が容認され、会社法における連結計算書類の作成も指定国際会計基準にもとづいて行うことができるようになった。

また、金融庁は、2010年3月期からIFRSの任意適用が開始されるにあたり、企業がIFRSにもとづく連結財務諸表を作成するにあたっての実務の参考として、2009年12月に『国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例』（以下、2009年開示例）を公表した。この2009年開示例は、IFRS適用による開示について参考となるような例を示したものである。その役割は、IFRS適用における開示を実務において形成していくための出発点とされており、法的な拘束力はない。2009年開示例においては、連結財務諸表の表示で用いられる項目とその配列、さらには注記において補足説明が必要とされる内容が示されており、任意適用の要件をみたく特定会社による、指定国際会計基準にもとづく金融商品取引法の連結財務諸表の作成に資するような説明がなされている。

その後、2015年6月30日に安倍政権のもとで閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015』においては、「IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRSの任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS適用企業の実際の開示例や最近のIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う」（p. 129）こととされ、IFRS任意適用企業の拡大促進に資する方策が強化されることになった。これを受けて、金融庁は、IFRSにもとづく連結財務諸表の作成にあたっての実務の参考事例をより詳細に示すために、2009年公表『国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例』を改訂し、2016年3月に『IFRSに基づく連結財務

諸表の開示例』（以下、2016年開示例）を公表した。改訂内容としては、当時のIFRSの最新動向をふまえ、表形式による開示例および注記内容の改善があげられる。また、この2016年開示例については、IFRS任意適用企業の実際の開示（2015年12月末までの63社の公表IFRS財務諸表）を参考に、多くの企業において必要となると考えられる項目を対象にして作成されており、企業の開示負担にも配慮したという点があげられている。なお、2016年開示例は、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）の運営母体である財務会計基準機構の協力のもとで作成されている。

2. 新株予約権の会計ルールとIFRS適用財務諸表の開示例

新株予約権の会計処理や表示は、ストック・オプションなどの株式報酬や新株予約権付社債の資本要素を扱う会計基準および実務指針にもとづいて行われる。また、それらの会計基準や実務指針における会計処理の基礎として、企業会計の原則的な考え方を提示する概念フレームワークがあげられ、これも新株予約権の会計処理や表示を説明するうえで不可欠な存在となる。IFRSと日本基準における新株予約権の会計処理や表示の概要を述べると次のようになる。IFRSにおいて、新株予約権は、資本（equity）に含められて表示され、それが失効しても戻入益が計上されることはなく、継続して資本項目のまま扱われることになる。このような処理の背景には、新株予約権の発行における払込相当部分を株式の発行における払込金と同様に扱おうとする考え方が存在している⁶⁾。一方、日本基準においては、新株予約権は純資産に含められるものの、株主資本からは除外されている。新株予約権の発行時点においては、IFRSと異なり、新株予約権の発行における払込相当部分が株式の発行における払込金と区別されているのである。また、失効した際には、戻入益が計上され、当期純利益を介して利益剰余金に算入されることになる。

2009年開示例では、IFRSが適用された連結財務諸表のひな形が示されており、連結財政状態計算書の資本区分は、図表1のように示されている。日本基準との相違点は、まず「自己株式」が資本金および資本剰余金の次に表示されている点があげられる。日本基準では、自己株式は株主資本全体からのマイナス項目として位置づけられているが、IFRS

の資本区分の表示においては、払込資本からのマイナ項目として扱われている。次に、「その他の資本の構成要素」という項目が表示項目として示されているが、これは、日本基準でいうところの「その他の包括利益累計額」に相当する。このことから、株主からの拠出部分をあらわす払込資本については、資本金および資本剰余金の範囲で解釈することができる。さらに、「その他の資本の構成要素」の次に「利益剰余金」が示されているのも特徴的である。これは、「その他の資本の構成要素」に資本剰余金の一種を含めて扱うことができるという余地を示唆している。加えて、IFRS適用財務諸表において、新株予約権が独立した表示項目として示されていないということが確認できる。最後に、「親会社の所有者に帰属する持分合計」は、自己資本に相当して

いる部分であるという指摘を加えることができる。一方、2009年開示例における連結持分変動計算書のひな形は図表2のように示されている。連結持分変動計算書の列項目にみられる表示科目と配列は、連結財政状態計算書にもとづいている。日本基準では、新株予約権が連結株主資本等変動計算書の列項目として示されているが、ここでのIFRSにもとづく連結持分変動計算書では示されていない。さらに、2009年開示例において示されるIFRS適用財務諸表の注記項目として、「注記3. 重要な会計方針」のうちの「(12)株式報酬」、「注記18. 資本及びその他の資本項目」、および「注記33. 株式報酬」といった項目があげられており、これらの注記項目において新株予約権の取扱いに関する補足説明がなされるものと想定される。加えて、「注記40. 初度適用」においては、日本基準ベースの表示からIFRSベースの表示に組み替えを行うための調整表が提示されている。ここでは、日本基準における「新株予約権」が、IFRS適用財務諸表においてどのような表示項目に振り替えられるかを確認することができる。

図表3は、2016年開示例における連結財政状態計算書の資本区分の表示を示している。2009年開示例における資本区分の表示と若干の相違がみられる。まず、「自己株式」が「利益剰余金」の下に配置されており、日本基準における株主資本の表示と一致している。また、「自己株式」の下には「その他の資本の構成要素」が配置されており、これは「その他の包括利益累計額」に相当するから、2016年開示

図表1 2009年開示例における資本の表示

連結財政状態計算書 における資本区分の表示	
資本	
資本金	
資本剰余金	
自己株式	
その他の資本の構成要素	
利益剰余金	
親会社の所有者に帰属する 持分合計	
非支配持分	
資本合計	

(出所) 金融庁. 2009. 『国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例』。

図表2 2009年開示例における連結持分変動計算書の表示

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	為替換算差額	...	利益剰余金	合計	非支配持分	合計
20xx年4月1日時点の残高										
当期利益										
その他の包括利益										
当期包括利益合計										
新株の発行										
...										
配当金										
株式報酬取引										
...										
所有者との取引額合計										
20xx年3月31日時点の残高										

(出所) 金融庁. 2009. 『国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例』。

例における資本の表示は、現行の日本基準における連結貸借対照表の株主資本・純資産関連の表示とはほぼ一致しているとみることができる。また、2016年開示例における連結持分変動計算書の表示は、連結財政状態計算書の配列にもとづいて資本金や資本剰余金の列項目が配置されている。2009年開示例と若干異なる点としては、「その他の資本の構成要素」という表示項目が列項目として示されており、「その他の資本の構成要素」の内訳項目として為替換算差額などの個々のその他の包括利益項目が示されている。新株予約権の取扱いに関わる注記事項については、2009年開示例から大きな変更はないものとみられる。

2016年開示例における資本区分の表示は、2009年開示例と異なり、日本基準にみる表示形式にはほぼ一致したものとなっている。2016年開示例が、ASBJの運営母体である財務会計基準機構の協力を得て作成されたということに起因している可能性がある。もっとも、IFRSの適用を適切に運営していく制度的な仕組みのなかで、開示例が日本の会計制度に大きく依存していることは必ずしも問題とはいえない。IFRSでは財務諸表における細かな表示項目や形式は取り決められておらず、IFRSを適切に利用するには各国・地域の管轄における既存の会計制度に依拠する必要がある。IFRSの適用に際しては、細かな表示項目や形式について各国・地域における既存の会計制度に依拠することで、IFRS適用財務諸表の品質をコストを節約しながら保つことができるものと考えられる。また、IFRS適用財務諸表を国内の証券市場で作成・公表することを認めるのであれば、IFRS適用財務諸表と日本の会計制度のもとで成立する財務諸表との比較可能性を確保する必

要がある。IFRS適用財務諸表がその表示項目や形式について、日本の会計制度と可能な限り整合的であれば、このような比較可能性の確保につながりうる。金融庁による開示例の公表は、IFRSの運用を適切に行い、既存の会計制度のもとで作成される財務諸表との比較可能性を確保することに大きく寄与していると考えられる。

Ⅲ. IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示に関する調査内容

IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示について調査を実施するにあたり、対象企業については、2022年11月時点の東京証券取引所の公表資料『IFRS適用済会社一覧』および『IFRSを適用して新規上場した会社一覧』におけるIFRS適用企業の計252社とした。調査方法としては、株式会社プロネクサスの企業情報データベースeolを用いて有価証券報告書および2023年3月期四半期報告書を閲覧のうえデータを収集した。収集したデータは下記のようなになる。

- ・連結財務諸表における新株予約権の表示：連結財務諸表上で新株予約権をあらわす表示項目の種類と件数（1社につき1件）を収集した。収集にあたっては、各対象企業のIFRS適用初年度およびそれ以降の連結財務諸表を閲覧した。
- ・新株予約権をあらわす表示項目の補足説明の有無と程度：新株予約権をどのような表示項目に含めて扱っているかという補足説明の内容、その補足説明を行っている注記の場所、さらにはその補足説明の程度が明確か否か（新株予約権が連結財務諸表上の特定の表示項目に含まれているという記述・説明があれば「明確」、そうでなければ「不明確」）をデータとして収集した。
- ・調査対象となる新株予約権の内容：ストック・オプション（通常型・株式報酬型の別）として発行されているか、新株予約権付社債の資本要素として存在しているかなどの情報をデータとして収集した。

連結財政状態計算書上で「新株予約権」という独立の表示項目は原則存在しないので、連結持分変動計算書の列項目の内訳項目や注記における新株予約権の表示に関する補足説明を主たる調査対象とし

図表3 2016年開示例における資本の表示

連結財政状態計算書 における資本区分の表示	
資本	
資本金	
資本剰余金	
利益剰余金	
自己株式	
その他の資本の構成要素	
親会社の所有者に帰属する 持分合計	
非支配持分	
資本合計	

(出所) 金融庁. 2016. 『IFRSに基づく連結財務諸表の開示例』。

た。集計にあたって、本稿では、IFRS適用企業による新株予約権の表示に関する会計方針を調査対象としているため、新株予約権の表示については1社につき1件のデータを収集した。具体的には、IFRS適用初年度において調査対象企業が新株予約権を発行して残高を有しているかどうか調査を行い、さらにIFRS適用初年度に新株予約権の残高がなければ、適用初年度の次年度以降で新株予約権を発行しているか調査を行った。

また、本稿は、新株予約権の表示項目について調査を実施したうえで、その背景にある会計処理の考え方について検討を行うので、新株予約権の失効についても調査を行った。IFRSと日本基準で会計処理が顕著に異なる部分として、失効の会計処理が注目される。この場合の調査では、連結持分変動計算

書上で「新株予約権の失効」という行項目の記載を検索対象とした。新株予約権の失効の調査では、延べ件数をカウントした。IFRS適用企業における新株予約権の失効に対する会計方針をデータとして収集するにあたっては、IFRS適用初年度以降で初めて観察された失効の処理を調査対象とした。有価証券報告書内で新株予約権の失効を記述しているが、連結持分変動計算書で表示されていないケースもあった。これについては収集データから除外した。

Ⅳ. IFRS適用財務諸表における新株予約権の取扱いに関する調査の結果

1. 新株予約権の表示に関する調査の結果

本稿の調査対象となるIFRS適用企業によるIFRS

図表4 IFRSの導入件数（東証業種別分類・中分類）

年3月期	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	総計	(%)
水産・農林業											1				1	0.4
食料品			1					2	2	4	3	1			13	5.2
繊維製品						1						1		1	3	1.2
化学						1		4	5	3	1	1		1	16	6.3
医薬品					6	3	1	1	4		1	1	2	1	20	7.9
石油・石炭製品								1							1	0.4
ゴム製品							1	1	1	1		1			5	2.0
ガラス・土石製品			1		1						1				3	1.2
鉄鋼						1				2			1		4	1.6
非鉄金属								1		1					2	0.8
金属製品							2	1							3	1.2
機械						2	2		2	5	3	1	2		17	6.7
電気機器	1			1	1	4	2	6	2	6	1		2		26	10.3
輸送用機器						5	2	2	2	2	1	1		1	16	6.3
精密機器		1					1	1	4						7	2.8
その他製品											3				3	1.2
電気・ガス業												1			1	0.4
陸運業						1		1							2	0.8
空運業												1			1	0.4
情報・通信業					2	3	3	7	2	8	3	7	2	2	39	15.5
卸売業		1		2	4		2	1			1		2		13	5.2
小売業					1	2		2	2	2					9	3.6
証券、商品先物取引業				2											2	0.8
その他金融業						2	1		1	1	1				6	2.4
不動産業					1		1							1	3	1.2
サービス業				1	1	5	2	6	6	4	2	3	3	3	36	14.3
総計	1	2	2	6	17	30	20	37	33	39	22	19	14	10	252	100

(注) 2023年3月期四半期報告書のデータを含んでいる。

(出所) 収集データにもとづいて筆者が作成。

導入を年3月期の期間ごとに東証業種別分類（中分類）にもとづいてカウントしたものが図表4である。2022年11月時点における業種別のIFRSの導入件数（総計）は、情報・通信業、サービス業、電気機器の順に高い割合となっている。安倍政権のもとで閣議決定された『日本再興戦略—JAPAN is BACK—』（2013）において、IFRSの任意適用の拡大促進が打ち出されて以降、IFRSを導入する上場企業の増加傾向に勢いがみられた⁷⁾。増加の勢いは2019年度までみられたが、2020年度以降においてはその増加の傾向は緩やかとなっている。

これらのIFRS適用企業を対象に新株予約権が連結財政状態計算書および連結持分変動計算書において、どのような表示項目として示されているか整理したものが図表5となる。「資本剰余金」に含めて処理している企業が103社で最も多かった。次に件数が多い処理方法としては、74社で「その他の資本の構成要素」に含めて処理する場合であった。「その他の資本剰余金」を資本剰余金の一種として独立の表示項目で新株予約権を表示している企業は2社であった。また、IFRSのもとでは新株予約権が独立の表示項目として定められていないにも関わらず、連結財務諸表上で「新株予約権」という表示項目を設けている企業が2社あった。「非支配持分」は、子会社発行ストック・オプションについての取扱いであった。「その他の流動負債」は、IAS 32において資本項目の要件とされる「fixed for fixed condition」を満たさないストック・オプションについて負債分類するものであった。「不明」としているのは、新株予約権の残高を有していなかった

図表5 IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示項目と件数

表示項目	件数(社)	(%)
資本剰余金	103	40.7
その他の資本剰余金	2	0.8
その他の資本の構成要素	74	29.2
新株予約権	2	0.8
非支配持分	2	0.8
その他の流動負債	1	0.4
不明	69	27.3
総計	253	100

(注) 同一企業（1社）において新株予約権が異なる表示項目（子会社発行SO：非支配持分、親会社発行SO：その他の資本の構成要素）で示されていたので252件に1件の表示項目を追加している。

(出所) 収集データにもとづいて筆者が作成。

ケースになる。

「資本剰余金」として処理する方法については、新株予約権の発行における払込相当部分を株式の発行における払込金と同一視するような考え方に依拠しているとみられる。他方、次に件数として多かった「その他の資本の構成要素」として処理する方法は、新株予約権を不確実性を有する項目として、その他の包括利益とまとめて扱うようなものである。これは、日本基準にみられる、純資産のうち株主に帰属しない部分（純資産と株主資本の差異）として扱う考え方に近いものである。新株予約権を所有者の拠出部分として資本計上するが、その不確実性を考慮した扱いであり、ユニークな処理として注目することができる。

また、本稿の調査においては、新株予約権をあらゆる表示項目の集計にあたり、表示や注記における補足説明の程度について測定を試みた。下記の①から③は、連結持分変動計算書の表示や、重要な会計方針注記（株式報酬）、資本注記、株式報酬注記において観察された補足説明の記載内容例であり、これらの内容について、新株予約権を①具体的な表示項目で明確に説明している場合は2を、②具体的な表示項目で説明することなく不明確な説明がなされている場合は1を、③説明がなされていない（触れられていない）場合は0を割り当てた。

①補足説明の程度で2を割り当てる場合：

- ・連結持分変動計算書において、「ストック・オプションの付与」、「株式報酬取引」、または「転換社債型新株予約権付社債の発行」の行項目で、「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」の内訳項目としての「新株予約権」の列項目が増加している。
- ・重要な会計方針注記（株式報酬）において、ストック・オプションについては権利確定期間に費用計上し同額を「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」の増加として認識するということが明記されている。
- ・資本注記、株式報酬注記、または資本調整注記において、新株予約権が「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」の内訳項目として説明されている。
- ・株式報酬注記において、新株予約権が「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」の内訳項目として説明されている。

・IFRS初年度適用の調整注記またはそこで提示される調整表において、新株予約権が「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」に振り替えられている。

②補足説明の程度で1を割り当てる場合：

- ・連結持分変動計算書において、「ストック・オプションの付与」、「株式報酬取引」、または「転換社債型新株予約権付社債の発行」の行項目で、「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」の列項目が増加している。これは、「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」が増加している状況を指すが、新株予約権の残高が増加しているか不明確な状況を指している。この場合、注記におけるストック・オプション契約に関する情報などを参照して付与の有無を確認し表示項目を推定している。
- ・株式報酬注記において、ストック・オプションについては権利確定期間に費用計上し同額を「資本」の増加として認識するということが記述されている。これは、「資本」項目のうち、どの表示項目に含めて処理しているか不明確な状況を指している。

③補足説明の程度で0を割り当てる場合：連結持分変動計算書において株式報酬関連の記載がない状況、または株式報酬注記および資本注記などにおいて新株予約権の取扱いに関する補足説明がない状況を指す。

図表5で示したように、新株予約権をあらわす表示項目としては、「資本剰余金」と「その他の資本の構成要素」で大きく2つの表示項目に分類された。新株予約権が「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」といった表示項目で示される場合で、補足説明が明確になされているもの（程度が2）と、不明確になされているもの（程度が1および0）

の件数は図表6ようになる。

新株予約権が「資本剰余金」に含まれて示されている場合で、103件のうち83件が連結持分変動計算書内または各種注記のいずれかで、新株予約権が「資本剰余金」として表示されていることが明確に説明されていた。また、「その他の資本の構成要素」として表示する場合でも、74件のうち72件で明確な補足説明がなされていた。IFRS適用財務諸表において、新株予約権の取扱いについては明確な補足説明がなされている状況が確認される。IFRS適用財務諸表においては、新株予約権に関する開示が積極的になされているとみることができる。これは、IFRSと日本基準との間に顕著な差異があることが影響している可能性がある。

2. ストック・オプションの通常型・株式報酬型の別による新株予約権の表示

本稿の調査対象となる新株予約権の多くはストック・オプションを目的に発行されたものであった。観察されたストック・オプションについては、注記における記述を参考にして通常型と株式報酬型に分類することができる。通常型とは、権利行使価格が付与日の株価や各企業の報酬制度におけるインセンティブの設定などにもとづいて適切な水準で定められるものであり、権利行使時には一定の払込金が生じる。他方、株式報酬型は一般的に権利行使価格が1円のもの指しており、通常型と比べて権利行使の可能性が高いといわれている。

ストック・オプションについて、通常型か株式報酬型かの違いにより、権利行使の可能性が変わってくるのであれば、ストック・オプションとして付与した新株予約権については、その将来の行使状況を踏まえた処理がなされるものと考えられる。すなわち、通常型のストック・オプションについて、株式報酬型のものに比べて権利行使がなされる可能性が相対的に低いとみるのであれば、株式の払込金と同様に確定した拠出として捉えるのではなく、その他

図表6 IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示項目と件数（補足説明の程度別）

表示項目	明確（2）	不明確（1, 0）	総計
資本剰余金	83	20	103
その他の資本の構成要素	72	2	74
総計	155	22	177

（出所）収集データにもとづいて筆者が作成。

の包括利益と同様に不確実性を有する項目として「その他の資本の構成要素」に含めて処理することが予想される。他方、株式報酬型のストック・オプションであれば、権利行使の可能性が通常型のものよりも高くなると見込まれるので、株式の払込金と同様な処理を行うことが望ましく、よって確定した拠出とみなして「資本剰余金」に含めて処理することが予想される。

新株予約権を「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」として示す場合で、ストック・オプションにおける通常型と株式報酬型の別で表示項目の件数を整理したのが図表7である。図表7の「通常型」と表記している件数は、特定の企業が通常型のストック・オプションのみを発行しているケースをカウントしたものである。また、「株式報酬型」と表記している件数は、特定の企業が株式報酬型のストック・オプションのみを発行しているケースをカウントしたものである。なお、「両方」とは、特定の企業が、通常型と株式報酬型の両方を採用して発行しているケースをカウントしたものである。

新株予約権を通常型のストック・オプションとして発行している場合では、95件のうち、50件（53%）が「資本剰余金」として処理され、45件（47%）が「その他の資本の構成要素」として処理されていた。両者の割合はおよそ半々であり、とくに将来における権利行使の可能性をふまえた表示項目の選択がなされている、とはいいい切れぬ。また、株式報酬型のストック・オプションとして付与している場合では、50件のうち、32件（64%）が「資本剰余金」として処理され、18件（36%）が「その他の資本の構成要素」として処理されていた。株式報酬型のストック・オプションの場合では、「資本剰余金」として処理されている割合が高い。株式報酬型の権利行使の可能性が高いことをふまえて、株式の払込金と同様に、確定した拠出として「資本剰余金」に含めて処理する傾向が存在している可能性もある。同一企業で通常型と株式報酬型の両方を用いてスト

ック・オプションを発行している企業については、24社が観察された。この24社のうち、通常型と株式報酬型の両方をあわせて「資本剰余金」として処理している場合が14件、「その他の資本の構成要素」として処理している場合が10件であった。全体を通して「資本剰余金」として処理する割合が相対的に高い状況にある。これは単純にIFRSの考え方に沿って新株予約権を確定した拠出として扱う傾向が存在している可能性もある。この場合、ストック・オプションの通常型・株式報酬型の別は、新株予約権の表示項目に影響を及ぼさないということが考えられる。

3. 新株予約権の失効の取扱いから想定される会計処理

本稿では、新株予約権の失効に関するデータも収集した。調査対象となる2022年11月時点のIFRS適用企業において観察された新株予約権の失効の延べ件数は73件であった。興味深いことに、新株予約権の失効の処理については、発行時に増加させていた資本項目を減少させて、他の払込資本項目に振り替える処理が観察される一方で、なかには利益を源泉とする資本項目である利益剰余金に振り替えるケースの観測数も少なくなかった。本稿では、新株予約権の失効に関する取扱いで、発行時に増加させた資本項目を減少させて払込資本を源泉とする資本項目（資本剰余金）を増加させる処理をIFRSタイプの失効処理とし、発行時に増加させた資本項目を減少させて、利益を源泉とする資本項目（利益剰余金）を増加させる処理を日本基準タイプの失効処理として位置づけてデータを収集した。なお、有価証券報告書内の記述で新株予約権の失効が確認されるものの、その処理が連結持分変動計算書内で確認できない場合もみられ、このケースについては不明として扱った。図表8は、調査対象であるIFRS適用企業で観察された新株予約権の失効の件数73件を失効処理のタイプ別に分類したものである。観察された新

図表7 IFRS適用財務諸表における新株予約権（SO）の表示項目と件数（通常型・株式報酬型の別）

表示項目	通常型 (%)	株式報酬型 (%)	両方 (%)	総計
資本剰余金	50 (53)	32 (64)	14 (58)	96
その他の資本の構成要素	45 (47)	18 (36)	10 (42)	73
総計	95 (100)	50 (100)	24 (100)	169

(注) 子会社発行SOで通常型・株式報酬型の別が把握できなかったものなどが8件あり、それらは除外している。

(出所) 収集データにもとづいて筆者が作成。

株予約権の失効の件数73件のうち、17件（23.3%）がIFRSタイプの失効処理であり、41件（56.2%）が日本基準タイプの失効処理であった。15件（20.5%）については、処理の内容が判別できないものであった。日本の会計制度の影響とみられるが、失効に際して利益を源泉とする利益剰余金に振り替える処理が半数以上の割合で観察された。また、件数でも日本基準タイプの失効処理の件数はIFRSタイプの失効処理の件数の2倍以上であった。

さらに、調査対象となっている2022年11月時点のIFRS適用企業252社における新株予約権の失効に対する会計方針を調査するため、1社につき1件の失効をデータとして整理した。252社のうち48社において新株予約権の失効が観察され、さらにその36社で連結持分変動計算書内での資本項目間の振替えの処理が観察された。連結持分変動計算書内で新株予約権の失効の処理が観察されたIFRS適用企業36社のうち、失効処理タイプの別および表示項目の別データを整理したのが図表9である。

まず、IFRS適用企業252社のなかで連結持分変動計算書内で失効における振替えの処理が観察された36件（36社）のうち、12件（33.3%）がIFRSタイプ

の失効処理を実施し、24件（66.7%）が日本基準タイプの失効処理を実施していることが観察された。失効の延べ件数を扱った図表8でも同じ傾向がみられており、IFRSタイプの2倍の件数で日本基準タイプの失効処理が観察された。また、IFRSタイプの失効処理の12件においては、新株予約権の表示項目がすべて「その他の資本の構成要素」であった。そこで想定される会計処理は、「その他の資本の構成要素」を減少させて「資本剰余金」を増加させるものである。IFRSタイプの失効処理を行う企業で新株予約権を発行当初に「資本剰余金」として処理している件数が0なのは、発行時に「資本剰余金」として処理した場合、失効が生じても他の払込資本に振り替える必要がないということが考えられる。つまり、連結持分変動計算書において失効の事象が扱われず、表示の対象にならないということである。さらに、日本基準タイプの失効処理において、新株予約権の表示項目については、「資本剰余金」が11件、「その他の資本の構成要素」が13件であった。つまり、「資本剰余金」が減少して「利益剰余金」が増加しているケースが11件、「その他の資本の構成要素」が減少して「利益剰余金」が増加しているケースが13件であった。

IFRSタイプの失効処理においては、「その他の資本の構成要素」から「資本剰余金」に振り替えられる処理がみられたが、これは、すでに述べたように、たとえIFRSを適用したとしても新株予約権を未確定の拠出項目として扱うものとみられる。また、「資本剰余金」に振り替える理由としては、失効によって新株予約権者の持分が放棄されることにより、既存株主にその拠出部分が譲渡されるという解釈があげられる。新株予約権者が放棄した持分相当部分は、既存株主の拠出部分と区別する必要がないとする考え方である。他方、日本基準タイプの失効処理

図表8 IFRS適用企業における新株予約権の失効の件数（延べ件数）

失効処理のタイプ	件数	(%)
IFRSタイプ： (資本剰余金を増加させる処理)	17	23.3
日本基準タイプ： (利益剰余金を増加させる処理)	41	56.2
不明	15	20.5
総計	73	100

(注) なお、73件のうち2件はIFRS適用年度の前年度の連結財務諸表をIFRSで作成した場合に観察できるものである。失効の存在が観察できて、IFRSが適用された結果が示されていたため件数に加えている。
(出所) 収集データにもとづいて筆者が作成。

図表9 IFRS適用企業における新株予約権の失効の件数（失効処理タイプの別・表示項目の別）

表示：件数 (%)	新株予約権の表示項目		総計
	資本剰余金	その他の資本の構成要素	
失効処理のタイプ うち			
IFRSタイプ： (資本剰余金を増加させる処理)	0 (0)	12 (100)	(33.3) 12 (100)
日本基準タイプ： (利益剰余金を増加させる処理)	11 (48)	13 (52)	(66.7) 24 (100)
総計	11	25	36 (100)

(出所) 収集データにもとづいて筆者が作成。

に着目すると、表示項目の別の観点からは、「資本剰余金」から「利益剰余金」に振り替える件数と、「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」に振り替える件数はほぼ同程度であった。日本基準タイプの失効処理で見られる、「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」への振替えについては、日本基準における処理との整合性が強調される。日本基準では失効によって戻入益を計上し、利益剰余金に算入されることになるからである。また、「利益剰余金」に振り替えられる理由としては、新株予約権者によって放棄された持分を既存株主からの拠出部分と区別するということが考えられる。つまり、資本金および資本剰余金を所有者たる株主からの拠出に限定するという考え方、さらには所有者の拠出でなければ利益として扱うという考え方が想定される。IFRS適用財務諸表でありながら、発行時や失効時において、新株予約権の発行における払込相当部分と株式の払込金とが区別されており、このような考え方は、日本の会計制度による制度的な背景が影響しているものと推定できる。また、日本基準タイプの失効処理においては、新株予約権の失効で「資本剰余金」を減少させて、「利益剰余金」を増加させる処理もみられたが、これは、IFRSの適用という面では資本項目間の振替えに該当し適切な処理がなされているという見方が可能である⁸⁾。しかしながら、企業会計の一般的な原則である資本剰余金と利益剰余金の区別の考え方からは逸脱するものであるとみることができる。新株予約権の発行当初において、新株予約権の発行における払込相当部分を株式の払込金と同様に扱って「資本剰余金」として処理していたのであれば、「利益剰余金」に振り替える処理は、株式の払込金に対する処理と整合性を欠くものになってしまう。

V. おわりに―要約と今後の課題

本稿は、IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示や失効の会計処理について実態調査を行った。調査結果を要約すると次のようになる。

- ・IFRS適用財務諸表において新株予約権の多くは、「資本剰余金」または「その他の資本の構成要素」に含めて表示されていた。表示項目として最も件数が多かったのは、「資本剰余金」であった。
- ・IFRS適用財務諸表および注記においては、新株

予約権をどのような表示項目として取り扱うかとする補足説明が十分になされていたとみることができる。

- ・IFRS適用財務諸表において、新株予約権を「資本剰余金」とするか、「その他の資本の構成要素」とするかを要因として、ストック・オプションの通常型と株式報酬型の別を想定することができた。調査結果として明確な指摘は困難であるものの、通常型よりも権利行使される可能性が高い株式報酬型のストック・オプションについて、「その他の資本の構成要素」として処理する件数よりも「資本剰余金」として処理する件数の方が多かった。
- ・IFRS適用財務諸表における新株予約権の失効の処理については、IFRSタイプの失効処理（発行時に増加させていた資本項目を減少させて払込資本を源泉とする資本項目〔資本剰余金〕を増加させる処理）と日本基準タイプの失効処理（発行時に増加させていた資本項目を減少させて利益を源泉とする資本項目〔利益剰余金〕を増加させる処理）が観察された。観察された日本基準タイプの失効処理の件数は、IFRSタイプの失効処理の件数の2倍以上であった。
- ・失効処理のタイプを新株予約権の表示項目の別（「資本剰余金」と「その他の資本の構成要素」）で整理した場合、IFRSタイプの失効処理ではそのすべてが「その他の資本の構成要素」を減少させて「資本剰余金」を増加させるものであった。新株予約権を発行当初から「資本剰余金」として処理する場合、そもそも失効の事象が連結持分変動計算書上で表示されないからである。日本基準タイプの失効処理では、「資本剰余金」を減少させて「利益剰余金」を増加させる処理と「その他の資本の構成要素」を減少させて「利益剰余金」を増加させる処理の件数はほぼ同じ程度であった。

まず、IFRS適用財務諸表において、新株予約権を「資本剰余金」として表示する件数が最も多かったことについては、IFRSの適切な運用という面ではプラスの評価が可能である。「資本剰余金」として処理する場合、新株予約権の発行における払込相当部分を株式の払込金と同様に確定した拠出として扱うものと考えられるからである。次に件数が多かった「その他の資本の構成要素」として処理する場合については、資本計上を行うものの、その他の包括利益累計額とともに不確実性を有する項目として扱っ

ている面があり、日本の会計制度の影響を受けているとみられる。日本の会計制度の影響は失効の処理にもみられた。新株予約権を「その他の資本の構成要素」として処理し、失効時において「利益剰余金」に振り替える処理では、日本の会計制度との整合性が強調された。ただし、この処理についても、IFRSの適用においては特段問題とされるものではないと思われる。失効によって生じる持分の移転が資本項目間で行われているからである。IFRSでは振替えにおける具体的な表示項目が定められていない。しかしながら、新株予約権をその発行当初において「資本剰余金」として処理して、失効時に「利益剰余金」に振り替える処理については、企業会計の一般的な原則である資本剰余金と利益剰余金の区別の観点からは問題があると指摘することができる。

IFRS適用財務諸表における新株予約権の取扱いについては、日本の会計制度の影響を受けているものの、全体を通して概ねIFRSが適切に適用されているとみることができる。日本の会計制度との整合性を確保するために、「資本剰余金」から「利益剰余金」に振り替えるような処理がみられるが、これについては今後実務で会計処理の整理がなされていくなかで調整がなされるものとみられる。日本の会計制度を背景にしたIFRSの適用は、IFRSのローカリゼーションともいえ、コストを節約しながらIFRSを適切に運用していく面で有益である。金融庁による開示例も日本の会計制度との整合性をふまえたものであり、日本の会計制度との整合性を確保することは、日本の証券市場で作成・公表される連結財務諸表の比較可能性を確保することにつながる⁹⁾。IFRSの適切な運用は、ローカル・ルールのもとで調整を加えながら実現していくことが必要であると思われる。

なお、本稿で詳細に検討することができなかった、新株予約権の表示項目に関する選択要因や失効の会計処理における選択要因の問題については、実証的な手法にもとづいて今後分析していく必要がある。

注

1) 中野 (2020b) では、IFRS適用をめぐる経緯を論じるにあたり、IFRS適用に関する議論が活発となった2000年代後半から3つの期間区分を設けている (p. 282)。具体的に、①アドプション推進期 (2011年まで)、②アドプション再考期 (2011年～2013年)、③任意適用の拡大・4基準併存期 (2013年以降) の3つの

期間があげられている。2022年12月本稿執筆時点は③に属しており、この期間においてはとくに強制適用の議論が一転して任意適用の企業数を増加させる方針がとられてきたことが強調される。任意適用の拡大については、安倍政権のもとでの成長戦略として閣議決定された『日本再興戦略—JAPAN is BACK—』(2013)を皮切りに、また、2014年以降においても『『日本再興戦略』改訂2014；改訂2015；改訂2016』において打ち出されており、その方針は継続して維持されている。

2) 日本国内におけるIFRS適用に関するまとまった先行研究としては、小津編 (2017) 『IFRS適用のエフェクト研究』や、中野編 (2020) 『IFRS適用の知見』があげられる。小津編 (2017) は、IFRS適用のコスト・ベネフィットを幅広くエフェクトとして捉え、IFRS適用各国の適用後の制度的な状況および日本におけるIFRS適用の事前の影響を検討している。中野編 (2020) についても、海外主要諸国におけるIFRS適用前後の状況を検討し、とくに日本におけるIFRS任意適用が会計数値および価値関連性に及ぼす影響を分析している。

3) 秋葉・羽根 (2021) では、本稿が注目するIFRS適用財務諸表における新株予約権の表示方法に関する論点が扱われている。さらに、秋葉 (2021) では、IFRS適用財務諸表における新株予約権の表示に関する調査の概要が示されている。そこでは、新株予約権が「資本剰余金」、「その他の資本の構成要素」、および「新株予約権」などの項目で表示されていること、また、そのような処理を実施した企業数も提示されている。加えて、IFRS適用財務諸表において、新株予約権が失効した際の取扱いについても言及しており、新株予約権が失効した場合に「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」に振り替えられているケースが存在することが示されている。

4) 株式コール・オプションを負債とするか資本とするかの議論については、Ohlson and Penman (2005)、野口 (2010) および川村 (2010) などを参照のこと。

5) IFRS適用のエンフォースメントを論じる先行研究については、ドイツやフランスといった欧州主要各国の状況を扱うものが多いが、欧州におけるIFRS適用のエンフォースメントの状況を包括的に述べているものに佐藤 (2019) があげられる。また、松尾 (2009) は、金融商品取引法を前提にしてIFRS適用のエンフォースメントのあり方を論じている。

6) 新株予約権の発行における払込相当部分を株式の払込金と同一視する考え方については、野口 (2004) を参照のこと。

7) 『日本再興戦略』におけるIFRSの任意適用企業の拡大促進に関する記述は、2013年の初版から2016年の改訂版まで継続してみられており、とくに2016年の改訂版では、任意適用企業の拡大促進に加え、日本からの国際的な意見発信、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成といった取組みが示されている。

8) IFRS 2では、権利確定後において資本合計に対す

る事後的な修正を行うべきでないとしている。ただし、失効や満期消滅が生じた場合に発行体による資本区分内でのある資本項目から他の資本項目への振替えを妨げないとしている (paras. 23 and BC 218-BC 221)。

9) 調査対象とされたIFRS適用財務諸表における資本注記では、会社法のご概念としての資本金および資本準備金に関する補足説明も観察された。これは、会社法という制度的な背景にもとづいてIFRS適用財務諸表が作成・公表されているという状況を示唆している。

参考文献

- 秋葉賢一 (2021) 『報酬にみる会計問題』 日本公認会計士協会出版局。
- 秋葉賢一・羽根佳祐 (2021) 「わが国における企業会計の資本の行方：IFRSとの関係から」『金融研究』40(1), 35-78頁。
- 安倍内閣閣議決定 (2013) 『日本再興戦略—JAPAN is BACK—』 [『日本再興戦略』改訂2014；改訂2015；改訂2016] (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf). 2022年12月14日アクセス。
- 小津稚加子編 (2017) 『IFRS適用のエフェクト研究』 中央経済社。
- 株式会社東京証券取引所 (2022) 『IFRS適用済会社一覧』 (<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/02.html>) 2022年12月14日アクセス。
- 株式会社東京証券取引所 (2022) 『IFRSを適用して新規上場した会社一覧』 (<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/02.html>) 2022年12月14日アクセス。
- 株式会社東京証券取引所 (2022) 『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析』 (<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/01.html>) 2022年12月14日アクセス。
- 川村義則 (2010) 「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』29(3), 175-192頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2005) 企業会計基準第8号『ストック・オプション等に関する会計基準』財務会計基準機構。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2006) 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』財務会計基準機構。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2009) 改正企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』財務会計基準機構。
- 金融庁 (2016) 『IFRSに基づく連結財務諸表の開示例』 (<https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160331-5/01.pdf>) 2022年12月14日アクセス。
- 佐藤誠二 (2019) 「欧州における会計エンフォースメントの現状：ESMA「ピアレビュー報告 (2017年)」を中心に」『同志社商学』71(1), 1-21頁。
- 中野貴之編 (2020) 『IFRS適用の知見 主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析』 同文館出版。
- 中野貴之 (2020a) 「IFRSの適用と財務情報の比較可能性」『会計』197(6), 16-29頁。
- 中野貴之 (2020b) 「IFRSの任意適用をめぐる実証研究の課題」中野貴之編『IFRS適用の知見 主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析』第16章所収, 同文館出版, 281-287頁。
- 野口晃弘 (2004) 『条件付新株発行の会計』 白桃書房。
- 野口晃弘 (2010) 「資本概念に関する国際的な動向—二元的な資本計算の可能性」『企業会計』62(1), 73-76頁。
- 別冊 商事法務編集部 (2010) 『IFRSの任意適用に係る改正連結財務諸表規則等・開示例の解説』 商事法務, 別冊 商事法務 (339)。
- 松尾直彦 (2009) 「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」『東京大学法科大学院ローレビュー』4, 205-214頁。
- International Accounting Standards Board (IASB) (2010), *Conceptual Framework for Financial Reporting* (revised 2018). London, UK: IFRS Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2004), *Share-based Payment. International Financial Reporting Standard 2* (amended 2008). London, UK: IASB Foundation.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2003), *Financial Instruments: Presentation. International Accounting Standard 32* (amended 2011). London, UK: IASB Foundation.
- Ohlson, J. A., and S. H. Penman (2005), *Debt vs. equity: Accounting for claims contingent on firms' common stock performance with particular attention to employee compensation options*. White Paper No. 1, Columbia Business School.